

議案第 5 号

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 24 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、就学援助費及び特別支援教育就学奨励費に係る事務における個人番号の利用に関する事項を定める必要があるため。

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する
 する条例の一部を改正する条例

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
 (平成27年西脇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(趣旨)	この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づき個人番号の利用及び法第19条第11号に基づき特定個人情報の提供に、必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供)	この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づき個人番号の利用及び法第19条第11号に基づき特定個人情報の提供に、必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供)	(趣旨)	この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づき個人番号の利用に、必要な事項を定めるものとする。	
第5条	法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報の提供を求めるときとする。 (書面の提出義務の免除)	法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報の提供を求めるときとする。 (書面の提出義務の免除)	(新設)		
第6条	第4条第2項本文若しくは第3項本文の規定により特定個人情報を利用し、又は前条の規定によりその提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 (委任)	第4条第2項及び第3項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報の情報を含む書面の提出があったものとみなす。 (委任)	第5条	前条第2項及び第3項の規定により特定個人情報を利用した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 (委任)	
第7条	(略)	(略)	第6条	(略)	
別表第1(第4条関係)	執行機関	事務	別表第1(第4条関係)	執行機関	事務
1 市長	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付に関する事務であつて規則で定めるもの (略)	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務であつて規則で定めるもの (略)	1 市長	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付に関する事務であつて規則で定めるもの (略)	
5 教育委員会	教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助費の支給に関する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。以下同じ。)であつて規則で定めるもの	教育基本法(平成18年法律第120号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助費の支給に関する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。以下同じ。)であつて規則で定めるもの			(新設)
6 教育委員会	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定			

<p>する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し支給する就学に必要な費用（以下「特別支援教育就学奨励費」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>			
<p>別表第2（第4条関係）</p>			
執行機関	事務	特定個人情報	
9 市長	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	(略)
<p>(新設)</p>			
<p>別表第3（第5条関係）</p>			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	教育基本法及び学校教育法による就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。